

医療実習等実施にかかる条件

(令和5年5月15日)

【実習生・研修生・研修登録医】

①学内からの受入れの場合、各学部が事前に各診療科等に確認して定めた条件を遵守した上で、受入れ可能とする。

※新型コロナウイルス等において陽性となった場合は、実習を中断し、各学部の学務課へ連絡すること。実習復帰については本院の就業制限に従うこと。

②学外からの受入れの場合、以下の事項を遵守した上で、受入れ可能とする。

- ・ 実習内容・時間等について、各受入部署で必要と判断した場合は制限を設けた上で実習を実施することとする。
- ・ 発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、実習を控え医療機関を受診すること。また、新型コロナウイルス等の有無に関わらず症状が消失するまでは実習を控えること。
- ・ 新型コロナウイルス等において陽性となった場合は、実習を中断し、本院人事企画課まで連絡すること。実習復帰については本院の就業制限に従うこと。※就業制限については個別にご案内いたします。
- ・ 実習期間中、本院敷地内ではマスクを着用すること。
- ・ 各養成機関については、毎日検温を行い、発熱及びその他感染症状がないことを確認するとともに、従来通り継続して健康管理を行うこと。
- ・ アルバイトについては、感染防御に万全を期した上で行うこと。

※長崎県のCOVID-19 新規感染者数やコロナ病床使用率の増加状況によっては制限を強化することがあるので注意すること。